

令和5年度 八雲町2号認定利用者負担金基準額表

1 給食費について

- 給食費はおかず、おやつ、牛乳、お茶等の副食費の金額になります。主食費（お米など）は含まれておりません。
- 給食費については八雲町で算定し、利用料決定通知書にてお知らせいたします。利用料決定通知書に金額が記載されている方は副食費徴収対象者となっております。（記載が0円の方につきましては副食費免除対象者となっております。）給食費に関するお問い合わせは八雲町住民生活課児童係までお願いいたします。
- 給食費は、通っている園に直接お支払いいただきます。支払方法については、各園にお問い合わせください。

（ ）は10月以降の金額

階層区分 (推定年収)	定 義		3～5歳児	
			利用者負担金（月額）	給食費（月額）
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
第2階層 (～260万円)	市町村 民税の 額の区 分が右 欄の区 分に該 当する 世帯	市町村民税 非課税	0円	0円
第3階層 (～330万円)		所得割課税額 48,600円未満	0円	0円
第4階層 (～360万円)		所得割課税額 57,700円未満	0円	0円
第4階層 (～470万円)		所得割課税額 97,000円未満	0円	4,500円 (4,700円)
第5階層 (～640万円)		所得割課税額 169,000円未満	0円	4,500円 (4,700円)
第6階層 (～930万円)		所得割課税額 301,000円未満	0円	4,500円 (4,700円)
第7階層 (～1,130万円)		所得割課税額 397,000円未満	0円	4,500円 (4,700円)
第8階層 (1,130万円～)		所得割課税額 397,000円以上	0円	4,500円 (4,700円)

- ◎ ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の場合は裏面に記載されている表が適用となります。
（第4階層の一部は、市町村民税所得割課税額 48,600円～77,101円未満の世帯が該当となります。）

《裏面も必ずご覧ください》

階層区分	3～5歳児	
	利用者負担金（月額）	給食費（月額）
第2階層	0円	0円
第3階層	0円	0円
第4階層の一部	0円	0円

八雲町の利用者負担金及び給食費についての留意事項が記載してありますので、よくご確認ください。保育料は表面の基準額表により決定しています。

2 保育料・給食費の算定について

● 令和5年4月分～令和5年8月分保育料

令和4年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

● 令和5年9月分～令和6年3月分保育料

令和5年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

- ① 父母の市町村民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が、保育料・給食費となります。
- ② 国の定める基準額を上限に、各市町村でそれぞれ階層を決定します。
八雲町の場合、子育て支援として同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しないことにしております。
- ③ 第3階層以上における市町村民税所得割課税額の算定については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は含めずに行います。
- ④ 子どもの年齢計算については、年度の初日の前日を基準日として行い、年度中は変更せず計算します。
- ⑤ 市町村民税所得割課税額 57,700 円以上（第4階層の一部から第8階層）までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合においては、該当の園に通園（通所）している最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第3子以降の給食費は無料となります。

3 その他のお知らせ

- 離婚や結婚、転居、転職、退職などにより、給付認定申請書など役場に届け出ている状況と現在の状況が異なる場合は、早急にお申し出ください。
- 確定申告等により税額が変更となった場合、早急にお申し出ください。

お問い合わせ先

八雲町住民生活課児童係

☎ 0137-62-2112